

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
島根県簸川郡斐川町
- 2 構造改革特別区域の名称
斐川町子育て支援推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
島根県簸川郡斐川町の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

斐川町の人口は、平成17年8月末現在28,118人で、人口減少の市町村が多い中で積極的な誘致企業政策、宅地開発等の定住化施策により年々増え続けている。これに伴い世帯数も増え続けていて7,801世帯になった。近年徐々に都市化の傾向が見受けられ、今後も西部地域を中心とする宅地開発等により、しばらくは増加傾向が続くと思われる。また核家族の増加、女性の社会進出が進む中で、子育て支援についてもこれまで以上にニーズが高まってきている。

本町では、就学前の子どもに対し昭和30年代から40年代にかけて、幼児教育充実のため斐川町立小学校4校に隣接して1園ずつ公立幼稚園を設置してきた。また平成15年には私立幼稚園1園が開園している。認可保育所(園)は公立3園、法人3園、無認可保育園1園で対応している。近年の核家族化の進行、女性の就業者数の増加に伴って、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、家庭環境、就労環境、こどもの生活環境の変化に対応した子育て支援施策の充実が求められている。

少子化等社会環境の変化の中で、遊び相手や集団を求めて低年齢から短時間の集団保育を望む保護者の要望が高まり、平成14年に保護者、保育所、幼稚園職員、幼稚園長の各代表等により「斐川町立幼稚園のあり方検討委員会」を立ち上げ、平成14年8月に答申を受けた。この答申を受けて平成16年度から町立2園で3年保育を試行しており、各園25名定員で募集したところ、4,5歳児よりかなり早い時点で定員を満たし、3年保育のニーズの高さが伺えた。私立幼稚園は平成15年開園時から3歳児を受け入れている。

また、現在町内各園で行なっている幼稚園開放でも3歳児の参加希望は多く、このような子どもは保育所へは行かないことから、3歳児の入園希望者は多いと思わ

れる。自我の芽生え始める時期であり、家庭での経験の差や個人差が大きい時期でもあるという3歳児の発達特性を踏まえ、家庭との連携を深める中で、3歳児の受け入れに十分な整備や工夫が必要であり、当町としても可能な限り3歳児の入園に努めていく必要がある。

こうした中で、私立幼稚園では3歳児の年度途中の入園希望も多く年間10名前後の申し出がある。今後は広報等を行えば更に増えていくと思われることから、これを受けて当町としても安心して子育てが出来るよう支援していくため、満3歳児の年度当初からの就園が可能となる規制緩和を受けたい。

これにより、幼稚園にとっては、年度当初から同じ教育課程で出来る利点があり、教育が実施しやすく、幼児にとっては、他の幼児とともに活動する機会が充実することにより早くから集団生活を通して社会性が涵養されることが期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

平成16年7月策定した「斐川町就学前保育実施計画」では、少子・高齢化が進む中で、21世紀を担う子どもたちが、たくましく心豊かに育つよう支援していくことが必要であるとしている。

ここ数年間の社会環境の急激な変化により、子育てに不安を抱える保護者が増加しており、子どもを取り巻く環境も大人社会の環境のもと大きく揺れ動いているのが現状であり、このような中、関係機関全体で子育てを支えていくことが求められている。

斐川町では平成10年「ひかわエンゼルプラン」、平成12年「斐川町保育所のあり方検討委員会」、13年「斐川町保育事業実施計画」により、誰もが安心して子どもを生み育てられるまちづくりをめざして、子育て支援施策を推進してきた。

しかし、その後斐川町の人口増に伴い、認可保育所では待機児童が発生してきたこと、一方幼稚園では入園児が減少傾向にあること、子育て支援・子育て相談体制の確立も求められていること等、子育て施策を推進するにあたりさまざまな課題が生じてきた。これに対応していくため平成14年に「斐川町就学前保育検討委員会」を設置し、この答申をもとに、平成16年「斐川町就学前保育実施計画」を策定した。また、平成17年3月には「斐川町次世代育成支援行動計画」策定され、[絆～子供たちひとりひとりにたしかな未来を]というキャッチフレーズをかかげ「子ども自身が、いきいきとすこやかに生まれ育つことができる」「誰もが安心して出産、子育てができる」まちづくりに向けて地域が一体となり全力で支援していくこととしている。そこでは、就学前保育・子育て支援のあり方について、近年の核家族化の進行、女性の就業者数の増加に伴い子どもを取り巻く環境が大きく変化して

おり、家庭環境、就労環境、こどもの生活環境の変化に対応した「子育て支援」施策の充実が求められる。

こうした中で、当町は安心して子どもを生み育てられるまちづくりをめざし、幼稚園3歳児保育、預かり保育、認可保育所の入所枠拡大等さまざまな支援施策を推進してきた。また、保育に欠けない家庭についての支援については、子育て支援センターで相談事業等行なっているが、機会が限られており保護者の要望を充たすまでにはいたっていない状況である。

幼児にとって幼稚園生活は、家庭から離れて同世代の幼児と一緒に過ごす集団生活であり、さまざまな体験を重ねながら豊かな人間性を身につけ、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための基礎を培う場所である。また、少子化等社会環境の中で、遊び相手や集団を求めて低年齢から短時間の集団保育を望む保護者の要望が高まってきており、「生きる力」や「その後の学習教育全体の生活や学習」の基礎を培う幼稚園に早期入園を実施することにより、子どもの育ちを知ることや、その保護者の状況を理解し、親支援のあり方を共に考えることができること、さらに幼児教育の推進、子育て支援などにも繋がる。

多様化する保育ニーズに的確に対応するためにも、今後本町では子育て支援策の一環として、幼稚園の早期入園の実施、幼稚園・保育所との連携等就学前保育の充実に向けた様々な施策に取り組んでいくこととし、安心して子育てできるまちづくりをめざしている。

この幼稚園の早期入園の実施は、当町として、幼稚園教育の充実・子育て支援策の拡充をしていく上で必要であると判断した。この実施にあたっては、現行法の規制の緩和が必要である。

6 構造改革特別区域計画の目標

早期入園による幼児教育の充実

早期入園を実施することにより、園児は早くから集団に慣れることができ、また幼稚園は年度当初から同じ教育課程により教育を行なうことにより、集団形成がしやすくなり、幼児教育の充実を図っていく。

早期入園による子育て支援の充実

社会環境の急激な変化、核家族化の進行の中で、育児に自信が持てなく子育てに不安を抱える保護者が増加している状況の中で、満3歳児の年度当初からの入園を実施することにより、子育て支援の充実を図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼稚園教育の充実

満3歳の年度当初から入園し、一緒に集団生活に入るため、他の幼児との連携もとりやすくなり、幼児教育についても同じ教育課程により行なうことが出来るのでより充実した教育が期待できる。

子育て支援の拡充

3歳児前後の幼児になると遊び相手や集団を求めため、低年齢から短時間の集団保育を望む保護者にとっては、満3歳の年度当初から早期入園できるのは、子育て支援として安心して子育てができる。

幼稚園経営の改善

満3歳児の年度当初からの入園により、保育室・教職員の確保等幼稚園運営の円滑化を図ることができる。

8 特定事業の名称

- ・ 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（806）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 私立幼稚園就園奨励費補助事業

私立幼稚園に就園する幼児の保護者で、低所得者に対し、就園奨励費補助金を交付し、幼稚園教育の振興に資する。

- ・ 斐川町就学前保育実施計画

子どもたちがたくましく、健やかに育ち暮らしていけるように、地域性を活かした幼児教育・保育の充実を図り、斐川町が目指す総合的な子育て支援施策の実現に向けて取り組んでいく。

- ・ 幼稚園と保育所の連携事業

平成16年度の「斐川町就学前保育計画検討委員会」の答申に基づき、滑らかな就学に繋がるよう就学前幼児の保育・教育の場として、保育所とともに車の両輪としての役割を果たしていく。

- ・ 公立幼稚園の預かり保育実施

現在、4・5歳児対象に公立幼稚園全園で行なっている午後6時までの預かり保育の拡大、充実を図る。

- ・ 公立幼稚園の3歳児保育の実施

公立幼稚園4園のうち、既に2園について実施しているが、平成18年度以降拡大を行ないながら、3歳児保育の充実を図っていく。

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 水谷学園 北陵幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

幼児が満3歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とするもので、子育て支援の拡充を図る。年間を通した教育課程を作成し、幼児教育の充実を図る。

平成17年の認定日以降速やかに学校法人水谷学園の設置する幼稚園において受け入れを開始する。

5 当該規制の特例措置の内容

本町は、平成16年度から一部の公立幼稚園で3歳児保育を取り入れ、早い時期からの幼児教育の必要性を認めながら、子育て支援にも努めてきた。募集開始後早い時期に定員となり、3歳児保育のニーズの高さを感じた。一方、私立幼稚園は幼児教育の充実を図りながら保護者のニーズに対応し、少子化や核家族化等社会環境の変化の中で地域や家庭で他の子どもと接する機会が減少していて、早く集団生活を体験させたいという親の願いに応えて、満3歳児からの保育を積極的に実施している。

しかしながら、満3歳児については、年度の途中から入園することから、幼稚園では一定の集団が形成し難い。地域や家庭においても社会性が涵養できにくいと思われ、学校教育法第78条第2号「園内において、集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと」に掲げる目的を達成しにくい状況にある。

本町では、本規程の目標を達成する必要性を強く感じており、学校教育法第80条の規定に関わらず構造改革特別区域法を適用し、幼児教育の充実と子育て支援施策の拡充として満3歳児の年度当初からの入園を認める必要があると判断した。